

インターネット上の誹謗中傷をめぐる法的問題に関する有識者検討会  
第5回会議

日時 令和3年8月31日（火）18時～  
場所 公益社団法人商事法務研究会会議室  
\* オンラインにて開催

○**央戸** それでは、「インターネット上の誹謗中傷をめぐる法的問題に関する有識者検討会」の第5回会合を開始します。まず資料などの確認について、事務局からお願いいたします。

○**商事法務** 資料の確認をさせていただきます。事前に、資料1～6までを皆様にメールでお送りしております。また、お手元用の資料として論点3-1、3-2の資料も併せてお送りしております。皆様、資料はお手元にお揃いでしょうか。それでは、以降の議事進行は央戸先生をお願いいたします。

○**央戸** 今回も拙い進行で先生方にご迷惑をおかけするかと思いますが、よろしくお願いいたします。

それでは早速、議事に入ります。今回は論点1の(2)のウ「名誉感情」まで議論が進みました。そこでも論点相互の関係、論点の位置付けも含めていろいろなご意見が出ましたので、これについては先生方のご意見を含めて、事務局と私で整理をさせていただきます。議論を巻き戻すというよりは、新しい論点を少しなめるという作業をしたいと思います。具体的に今回は論点1(2)エの「肖像権」から議論を始め、論点1を終えて論点2の議論に進みたい、できれば論点3の議論にも入りたいと思っております。ただ、これはもちろん先生方から自由闊達にご議論を頂いてということになります。まず論点1について、法務省に資料1～3をご準備いただいておりますので、資料についてのご説明をお願いいたします。

○**唐澤** 法務省の唐澤でございます。本日もどうぞよろしくお願いいたします。資料について簡単にご説明いたします。資料1の論点表については前回までの論点1に加え、論点2と論点3を併せて記載したものをご準備いたしました。また、論点2及び論点3については、第2回の資料1としてご準備した論点たたき台（改訂版）の論点2及び3の部分から脚注を削ったほかに変更はありません。次に資料2についてですが、前回の資料2と同じもので、その作成の趣旨や私案としての位置付けは前回述べたとおりです。また、資料3も論点1に関する裁判例で、前回の資料3と同じです。

○**央戸** ありがとうございます。資料に対するご質問については、論点の検討の中でも適宜触れることになると思いますので、ひとまず先に進ませていただきたいと思います。それでは論点1(2)エの「肖像権」から、順に議論を進めていきたいと思っております。進行としては前回と同様、まずは資料2を議論のたたき台として、委員の皆様からこれに自由にご意見あるいはご質問をいただくという形で進めていくのがよいかと思っております。これまでどおり、自由にご発言いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

早速、まずは論点1(2)エの「肖像権」についてご議論をお願いできればと思います。いかがでしょうか。森先生、お願いします。

○**森** では、やや細かいところから口火を切らせていただきます。資料2の19ページの「4 肖像権（1）意義」のところ。「判例（最判平成24年2月2日民集66巻2号89号）によれば、肖像権とは、肖像をみだりに利用されない権利であり」ということですが、

一般的というか普通の裁判例だと、「みだりに自己の容貌、姿態等を撮影されない、又は、それを公表されない法的利益」というような言い方になっていると思うのです。これはもしかしたら最判の位置付けが難しいかもしれず、京都府学連事件などは「肖像権」という言い方をしていないから使えないのかかもしれませんが、この定義が若干一般的ではないような気がいたしました。以上です。

○**央戸** これは、いわゆるピンク・レディー事件のほうから引っ張っているのですよね。さらに自由にご発言をいただきたいと思います。いかがでしょうか。森先生、お願いします。

○**森** 今、ピンク・レディーの話が出ましたので、パブリシティ権のことも、もしかしたら入れたほうがいいのかと思いました。少なくとも論点1の一連のところでは、そこがカバーされていないのではないかと思います。

○**央戸** それでは、曾我部先生、お願いします。

○**曾我部** 肖像権に関しては例のカレー事件の法廷イラスト事件というのがあると思うのです。それをこの箇所に取り上げているのでしたっけ。

○**央戸** 19ページの4(2)に出てくる、平成17年の判例が多分そうですね。

○**曾我部** それで20ページの2段落目の冒頭の「判例は、撮影が違法でない場合に……」というところなのですが、これも微妙なのです。カレー事件の法廷イラスト事件だと写真を撮影してその肖像を公表したという行為と、イラストを公表したという行為があります。イラストに関しては、撮影に対応するものがもともとないというのがあるのですが、イラストで肖像を公表したことは一応違法とされたものではあるので、20ページ2段落目の文脈に関わるのか関わらないのか、微妙な感じもするのです。ここで言及したほうがいいのかどうか分からないのですが。これは撮影ではないということとオンラインではないということ、多少離れる感じもしますが、一応確認をお願いできればと思いました。以上です。

○**央戸** さらに自由にご発言いただきたいと思います。いかがでしょうか。では森先生。

○**森** 20ページの2段落目の「判例は、撮影が違法でない場合に、撮影された写真等を被撮影者の承諾なく公表する行為が不法行為法上違法となるかどうかについては、判示していない」というところですが、これは全般的にということですか。もし珍しく、公表行為だけを問題にしたものを挙げろということになりますと、女性のアナウンサーが昔、水着になった写真をどこかの雑誌が掲載していて、もう何年も経ってから、『週刊現代』がその同じ写真を掲載したものが肖像権侵害になった（東京地判平成13年9月5日判例時報1773号104頁）というのがありました。以上です。

○**央戸** 貴重な情報をありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。森田先生、お願いします。

○**森田** 19ページの(1)と(2)の関係にも関わることが、肖像権というものを定義したときに、その侵害が違法になる場合には様々なタイプのものがあります。それらの相互の関

係をどう考えるかについて、4の(1)(2)はそれぞれに断片的に扱っていて、包括的に扱ってないような感じがいたします。先ほどのパブリシティ権の場合には、財産的な価値がある権利としての肖像ですので、それを利用するかしないかが問題となるわけです。これに対し、和歌山カレー事件のような場合は、他人の肖像をその承諾なく使ったか否かではなく、手錠をされ、腰縄を付けられた状態での容貌ないし姿態を写真に撮られることが人格的利益を侵害しているということを判例は問題にしているわけです。単に、肖像というのは排他性を有する権利だから、他人の肖像をその承諾なく利用すれば直ちに違法な侵害になるということではなくて、刑事事件の法廷でそのような姿態を撮影するとか、公表するということが問題になっているわけです。

また、今日の後の論点にも関わりますが、「なりすまし」のところに出てくる肖像権の侵害というのは、他人のプロフィールを使って行った投稿の削除を求めるというものです。つまり、他人の肖像を利用するかしないかではなく、他人の肖像を利用して投稿を行った結果、あたかもその画像の本人であるかのように書き込んだ、その投稿を削除せよというものです。したがって、肖像というのは、ある人がそういう外観、容貌を有しているということであって、いわばその人の同一性を示す1つのデータであるわけですが、それを侵害することによって具体的にどのような人格的な利益を侵害しているかというのは、さまざまなものがあるわけです。さらに、パブリシティ権まで視野に入れますと、財産的利益を侵害する場合もありうるということになります。したがって、肖像権の侵害が違法かどうかというのを抽象的に議論してしまうと、それにより侵害される具体的な利益の違いをあまり踏まえないまま、すべてが共通の問題であるかのような誤解を与えてしまわないかが気になりました。

先ほどの4の(1)と(2)の関係についても、(1)のほうに挙げられている判例は、パブリシティ権に関するものであって、肖像の財産的な利用が問題となる場合のものですから、「肖像をみだりに利用されない権利」という定式化がそのまま当てはまるのに対して、(2)のほうで挙げられている判例は、他人の肖像をその承諾なく利用すれば直ちに違法な侵害となるとはいえない場合について違法性の判断基準を述べたものです。したがって、(1)と(2)は別の側面を扱っているのであって、同じ前提に立って、肖像権の「意義」と「違法性の判断基準」を述べているかのように、それぞれから借りてきて並べてしまうと、実際の判例とは違うものが出来上がってしまうことになりはしないかでしょうか。以上です。

○**央戸** ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。橋本先生、お願いします。

○**橋本** 21ページの「プロバイダ事業者等を請求の相手方とする場合」と書かれているところです。名誉毀損とプライバシーと今回の肖像権とを比べたときに、名誉毀損の差止めに関しては真実性の証明を、抗弁ではなく要件のほうへ回すという形で事務局では整理をされていて、ほかの部分、プライバシー侵害と肖像権侵害の差止めに関しては、そういった配慮は要らないという形で整理をいただいております。

プライバシー侵害の差止めに関しては、17 ページの注 72 に説明が書かれていますが、「評価障害事実の有無は結論を左右するものではないから」という形で整理をされていて、私は正直申しましてあまり説得されていないのですが、同じことがこの肖像権侵害の差止めの場面にも当てはまるという整理だろうと思います。ただ、評価障害事実であることで抗弁の場合とどこが違ってくるのか私にはわかりかねているというほかに、肖像権侵害ですと被害者の同意、あるいは黙示の同意といった抗弁も出てき得るところですので、名誉毀損の場合と本当に区別できるのだろうかということは、少し検討の余地があるのかなと考えております。

**○ 央戸** ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。たくさんご指摘をいただいておりますけれども、まず話の前半として、およそ一般に肖像権とは何かということ、あるいは肖像権一般の侵害、それが不法行為となる要件とは何かという議論は、やはりこれまでのプライバシー権などと同じように、議論しにくいのではないかと。肖像権が問題になったと講学上分類される裁判例でも、実際には森田先生ご指摘のとおり、そこで問題になった実質(サブスタンス)は、人格的利益、あるいはその侵害は様々であって、その中で「これが肖像権だ」、あるいは「これが肖像権の侵害だ」というのではなくて、肖像権というところがある。

そして今ここで問題になるインターネット上の肖像権の侵害とそれに対する差止めの基準を考えるとときには、フィジカル空間で問題になってきたことについて言うと、平成 17 年の事件の判例が、まずは一番近いものとして議論の出発点になります。さらにその上で、差止めの判断基準、インターネット上で肖像権侵害として差止基準が問題になった事例としてはこれこれがあるというように、大きな流れとしては再整理していくということで、まずはよろしいでしょうか。森田先生のご趣旨を正しく理解したかどうかは疑問ですが。

**○ 森田** そういうことになるのだと思いますが、そうすると具体的にどういうことになるのか。20 ページの「(3) 差止めの判断基準」の「ア 裁判例の状況」で検討されているのは、肖像権に基づく差止請求としてのインターネット上の投稿等の削除の可否です。つまり、自分の肖像をみだりに使われない権利があるから、自分の肖像を消去してくれということではなくて、投稿を削除してくれということを問題にしているわけです。そうすると、(3)は、(1)と(2)とも対象が異なってきますが、これをどう整理すればよいのか。(1)(2)(3)それぞれ異なるタイプの肖像権侵害を問題にしている、つながっていないということになるのか、具体的にもう少し方向性がわかればと思います。

**○ 央戸** 難しい問題です。ひとまず表現行為によって肖像権を侵害して、それに対して損害賠償を認めた事例としては、平成 17 年の判決があって、それが出発点になるけれども、直ちにそれで行けるわけではないので、裁判例を具体的に見てみましょう。ただ、平成 17 年判決で問題になった考慮要素は、差止めを考えるときに、インターネット上の投稿の削除を考えるときに、使える部分があるのではないかとといった整理はいかがでしょうか。

○森田 (3)で検討するのが適切なのは、投稿の削除請求ではなくて、インターネット上の肖像そのものの削除請求であるように思いますが、これを扱った裁判例はないのでしょうか。投稿の削除請求が問題となる場合は、肖像を利用しながらその人の人格的な価値を低下させるような書き込みがなされているのを肖像権侵害としても捉えているということでしょうか。

○中央戸 そうすると、やはりここも難しいですね。今までの先生方のご意見を踏まえて、法務省はいかがでしょうか。

○唐澤 ありがとうございます。お話を踏まえて更に検討してみたいと思います。実際に法務省に削除要請がある場合に、投稿の中の画像を消してくれといったパターンもあれば、文章との関連で全体として消してほしいといった場合、あるいはアカウントそのものを消してほしいといった場合など、いろいろなパターンがあります。このような中で、我々が普段、削除を検討する際の考慮要素として、肖像についてはどのようなことに重点を置きながら検討すればいいのかについて、方向性なりともいただければありがたいと考えております。この先、肖像権に関しては、なりすましなど、様々な場面で登場してきます。そこでは場面に応じた構成や基準みたいなものが検討対象となるのではないかと思います。

○中央戸 ありがとうございます。自分で準備しているときに忘れていたのですが、資料2の30ページ以降に、更に具体的なお話がいろいろありますよね。それも踏まえながら、個々の場面で必要な概念を更にご議論いただければと思います。巻先生、お願いいたします。

○巻 20ページに違法性阻却事由として、被撮影者の承諾が挙げられていますが、例えば未成年者や、判断能力が著しく低い類型に属する者など、承諾能力が十分でない者について、この後のインターネットに自ら肖像を投稿したものの利用などでも問題になりますけれども、承諾の有効性を議論する必要はないのでしょうか。

○中央戸 これも重要なご指摘です。基本権放棄の同意の効力のような問題ですよね。ありがとうございます。さらにいかがでしょうか。森先生、お願いします。

○森 先ほどの森田先生のお話を聞き逃がしてしまって、質問して申し訳ございません。投稿を消すということと、アップロードされた画像を消すということは同じことのような気がするのですが、その違いはどういうことだったのでしょうか。

○森田 他人の肖像を使って投稿したときに、肖像そのものを消すというのと、それに関連して付されている投稿を消すというのは同じなのでしょうか。つまり、投稿を消すところまで肖像権の侵害になるかということですか。これは、肖像権を侵害することによって、その者の人格的な利益も侵害している場合には、そこまで含めて肖像権侵害となるということなのか。あるいは、肖像権侵害といわれるものは、他人の肖像を承諾なく利用するということだけでは足りず、その者の肖像を利用することによってその者の人格的利益を侵害することで初めて肖像権の侵害になるのであって、そこでいう人格的利益というのは、この

場合は具体的にこういう人格的利益を侵害していることを特定する必要があるということなのか。例えば、芸能人の子供の写真を載せるという場合には、一般には知られていないことを明らかにするという意味で、ある種のプライバシーを侵害するという観点から、肖像権の侵害が違法になる。公道で写真を撮られたときには、また別の観点から人格的利益を侵害するものとして、肖像権の侵害が違法となる、というように、肖像権の侵害といっても、それぞれに異なるタイプの人格的利益の侵害が問題になっていると考えることもできます。19ページから20ページに書かれている平成17年判決が述べる不法行為の違法性の判断基準でも、「被撮影者の人格的利益の侵害が社会生活上受忍の限度を超えるかどうか」を問題としていますが、この「人格的利益」には様々なものが組み込まれているように思います。肖像権というのは、肖像をみだりに利用されない権利、肖像に対する排他的な権利であるというような発想からいくと、その対象は肖像そのものであって、肖像を無断で利用した場合には、それを消してくれということが認められれば足りると解することになりそうですが、肖像だけでなく投稿も含めて削除を求める場合には、そうではないということが前提にあるのではないかと思います。

さらに、ピンク・レディー事件のようにパブリシティ権のような肖像の財産的な価値が問題となる場合は、むしろ財産権として肖像を利用するということから、そこでは、むしろ所有権に近い、その客体である肖像に対する排他的な利用権として捉えることができます。肖像をみだりに利用されない権利といっても、その辺りを区別すべきではないか、少なくとも権利の内容に反映させるべきではないかということをお願いしたつもりです。

**○森** ありがとうございます。2つのことを伺ったと思っています。1つは、画像とテキストがくっついている場合に、一体的に考えていいかということです。もう1つは、画像だけを消せという話です。その画像が、例えば芸能人の息子であればプライバシー侵害ですし、パブリシティ権であれば財産権ですし、そういう侵害されている利益、法益の性質に違いがあるという2つのことを伺ったという理解でよろしいでしょうか。

**○森田** はい、それで結構です。

**○森** ありがとうございます。多分、前者については分けて考えられているというか、考えられているかどうかはわからないのですが、SNSでサムネイルにタレントの顔の画像を使う人はいっぱいいて、事務所によってはめっちゃめっちゃ削除させているので、そのときは画像だけが消えて、テキストは残るという運命をたどっていると思います。

**○央戸** 曾我部先生。

**○曾我部** 今の点とも関わるのですけれども、肖像権侵害を判断するときは、どういう文脈でその肖像が置かれているのかということをお慮する必要がある場合があります。これは後で出てくるアスリートの性的な写真の話とか、その他一般に今議論している部分でも、総合判断だという基準が提示されています。その中でも、どういうテキストと合わせて肖像（画像）が提示されているかということがお慮される場合があると思うのです。写真、肖像そのものが肖像権侵害ということもあると思いますけれども、周りのテキストと

合わせてということもあると思います。そうすると、削除の範囲も周りのテキストと一緒に、すなわち投稿全体の削除が問題となってくる場合もあるのではないかという気もいたします。

話はちょっと逸れますが、今回、資料 2 全体を読んでみて、名誉毀損も含め、削除の範囲についてもう少し意識して議論をしたほうがいいのかという気がしました。この点はそういう場があれば、また申し上げたいと思います。そういうことで、今の文脈では、一義的に肖像だけを削除するのか、周辺のテキストあるいは投稿全体を削除するかというのは、ケース・バイ・ケースになってくるのではないかという感じがいたしました。以上です。

**○ 央戸** ありがとうございます。そうしますと、差し当たり肖像だけの問題について言うところだけれども、実際の裁判例や実際の問題として言うところ肖像だけを削除してほしい場合もあれば、肖像プラス書き込みがされていて、その書き込みに非常に問題があって、それと合わせて肖像が使われることによって、結果的に広い意味で肖像権侵害ということになるのか。あるいはそうとは言わず、広く人格的利益の侵害ということになって、削除が認められる場合もあるということなのか。要するに、肖像権だけが独立の権利として、スタンドアロンで、それだけで物事が解決する場合もあれば、そうでない場合もあるだろうということを前提にして、ここは整理をし直すということにさせていただけないかと思うのですが、いかがでしょうか。

ですので、先ほどのいわゆる「基準」と言うときに、平成 17 年の判決はあくまでもその文脈における考え方だということで、ひとまず整理をする。インターネット上の肖像権に基づく差止請求としての投稿等の削除の可否については、この裁判例 3 つが見つかったと。それ以外の裁判例は今のところの調査では見つかってないのかなという気もします。しかし森先生がおっしゃったような、サムネイルに芸能人の画像を使っている場合に、裁判になるまでもなく削除されている例があるということも非常に貴重な情報なので、どこかに書いていただく。結局、場面場面によって状況はかなり変わるということで、30 ページ以降で具体的に問題になる場面がありますので、そこと合わせて整理をする。

もう 1 つは、ここで特有の問題として整理しておかなければいけないのは、21 ページに書いてあるプロバイダ事業者を請求の相手方とする場合と、投稿者を相手方とする場合とで考え方を合わせるのか、違うと考えるかです。ここについては、まだご議論があまりない気がするのです。この点はいかがでしょう。もちろん、侵害の対応によって変わるだろうということも、当然あり得るかなとは思いますが、森田先生お願いします。

**○ 森田** この問題は、プロバイダが投稿者と被害者の間に入る媒介者であるということから生じる問題だとすると、名誉毀損だから、肖像権侵害だから、それぞれに異なった考慮を要するというよりは、それらに共通する問題ではないかと思っておりますので、前回に申し上げたような立場がよいかどうかということが、ここでも同じように問題となるということではないかと思っております。また、損害賠償請求との関係についても、また後で別に整理す



ることが予定されていると思いますから、横断的に振り返ってみてはいかがでしょうか。

○**央戸** 貴重なご指摘をありがとうございます。それでは、ここで各権利ないし法益ごとに、それぞれ頭の体操をしてみたということで、後で振り返って整理させていただくことにしたいと思います。肖像権について唐澤さんのほうで、ここまでで何かありますか。

○**唐澤** 大丈夫です。ありがとうございました。

○**央戸** ありがとうございます。続いて、論点 1 (2) オの「氏名権」に移らせていただきます。独立に議論ができるのかというご議論もありそうですけれども、いわゆる「氏名権」という形で問題になってきた事例群について、少し検討させていただけないかと思います。資料 2 の 21 ページから (1) 「氏名を冒用されない権利」、23 ページからは「氏名を正確に呼称・表記される利益」ということで、具体的な 2 つの利益内容に即して問題を整理していただいております。そこで、まずは 21 ページの「氏名を冒用されない権利」をご覧ください、ご指摘があればいただきたいと思います。いかがでしょうか。橋本先生、お願いいたします。

○**橋本** 「氏名を冒用されない権利」のところですか。こういった事件類型を考えていくのかという点と、氏名権の射程をどこまで考えるのかといったところが少しわかりにくいので、問題提起だけをさせていただきます。

不勉強なのですが、従来、氏名権の侵害という形で議論されてきたのは、とりあえず権利者を X という形で言いますと、X が自分の氏名あるいは通称などを用いて活動しているところに、Y が同じ名前で活動することにより、X の活動が阻害されてしまうといった類型ではないかと思います。商法や会社法、あるいは一般社団・財団法人法だと、法人や会社の名称や商号について名称や商号の専用権というものが認められており、その保護も定められています。この種のものだと、不正な目的で名称を使用し、それで X の活動との混同や誤認を引き起こしたという場合に、その行為が違法になるといった形でルールが設定されています。資料 4 の 7 ページに、有名な宗教法人の代表者になりすまして、Twitter の個人アカウント、「お仕事の依頼はこちらに」という形のアカウントを開設したという事例が挙がっています。この事例は、こういうタイプだろうと思います。こういった類型だと、X が自分の名前で活動することについて、氏名権の保護を受けるわけです。

他方で、資料 2 の 22 ページに、なりすましの投稿の事案が載っていますが、これは、ネット上で X の名前を使って整骨院のお医者さんを悪く言うような投稿がされて、近所の人から X が投稿したのではないかという疑いをかけられているといったケースのようです。この事例ですと、他人 Y が X になりすまして、実際には Y がした発言を X に帰属させていまして、Y が勝手に X 名義で発言したことに対し、X をどのように保護するのかといった問題になっています。刑法だと私文書偽造の問題になるような事件類型ではないかということです。この類型では、自分の名義については自分だけが独占するのは当然のことで、ほかの要素は特に考慮する必要はなく、名義の無断使用は当然違法だというように判断していいのだらうと思います。とりわけ、なりすましでネットに投稿するということだと、

Web に文字の形でかなり長期間残りますし、社会全体に対して発言が発信されますから、名義保護をする必要性が高いと考えられます。

以上申しましたとおり、2 つの類型を考えることができ、そのどちらの類型を念頭に置くかで、その要件の立て方も変わってくるのではないかと思います。

また、後者の名義の冒用の類型について、氏名権という形で保護する、氏名権の中に入れてしまうというのであれば、後で別の項目を立てて議論されるなりすましやアイデンティティ侵害という形で書かれているものは、他人名義を冒用しているということで、かなりが氏名権の問題に入ってくることになるのではないかと思います。そういうことで、問題提起だけをさせていただきました。

**○ 央戸** ありがとうございます。問題点を明確に、体系的に整理していただいたと思います。今の橋本先生のご発言に関連してでも、それ以外でも、自由にご発言いただきたいと思います。いかがでしょうか。森先生、お願いします。

**○ 森** 21 ページの 5(1)アの 2 段落目に書かれている要件についてですけれども、かなりいろいろなことを考慮してということになっております。22 ページに行って、実際の削除請求はどうなっているかということで、「検討」のところですが、(イ)i「プロバイダ事業者等を相手方とする場合」とあり、3 段落目に、「そうすると、インターネット上の投稿等について、前項アの判断基準により氏名を冒用されない権利を違法に侵害するものであると認められる場合には……削除が認められる」ということになっています。ここで先ほどの 21 ページのアが引用されているのですけれども、少しオープンな基準と言いますか、「氏名を冒用する行為が違法になるかどうかは、表現の自由に配慮して、氏名の冒用に至った経緯、投稿内容、投稿回数、冒用した期間、被冒用者の従前の言動と投稿内容の異同の程度、被冒用者の社会的地位や立場、被冒用者と投稿者との関係、投稿されたウェブサイトの性格、当該ウェブサイトにおける当該投稿の位置づけ等、事案に応じて適切な事情を総合考慮して判断すべきものと考えられる」ということですので、もうこれしかないのであれば仕方がないのですが、かなりオープンだなと思います。

それに対して 22 ページの脚注 85 を見ますと、脚注自体は本文の(イ)「検討」のすぐ上の行に付いていて、令和 2 年 9 月 18 日の大阪地裁の判例を引用している部分なのですが、この裁判例はすごくあっさり、冒用が違法だというように言っています。なおかつ脚注 85 のように、ちょっと厳しめの基準を被告が主張したところ、そんなものは採用されない、基本的には強固なものとして氏名を冒用されない権利は保護されているのだという話でした。ですから、ここで脚注 85 に引用した大阪地裁の令和 2 年の判決と冒頭のアというのは、ちょっと違うような気がしますので、その辺りをどう考えるかですね。先ほどの橋本先生のお話を伺っても、人の名前を勝手に使う権利などないので、表現の自由に配慮する必要があるのだろうかというように思いますけれども、他方で、例えば YouTube などだと、大谷翔平というペンネームで投稿している人がいっぱいいるのです。それは単なるファンで、言っているだけなので、そういうものをどうするかということも、ちょっとだ

け頭をかすめるのですが、個人的には 21 ページのアよりも、もう少し削除が認められる基準を取ってもいいのではないかという気がします。以上です。

○**央戸** ありがとうございます。ほかにご意見はいかがでしょうか。森田先生、お願いします。

○**森田** 直前のお二方がご指摘になった点に関係しますが、ここでの「氏名を冒用されない権利」について、なぜ他人が氏名を冒用すると違法になるかというのは、氏名を使うこと自体が違法というのではなく、他人の氏名を冒用することによって人格の混同が生ずるから違法となるというように理解すべきではないかと私は考えています。橋本先生が挙げられた、経済的な活動において他人の商号等を利用する場合に生ずる混同については、人格的利益とは異なるレベルの、信用ないし顧客吸引力といったコマーシャルな利益の侵害の問題であって、それはそれで別途問題になりますが、ただ、混同が生ずるという意味では、問題の構造は似ているのではないかと思います。

人格的利益に関わる氏名の場合も、氏名を冒用すれば直ちにそれが違法となるというよりは、それによってどのような人格的利益の侵害が生じているかが問われることとなります。氏名そのものは社会が個人を識別し特定するために用いられるものですから、そういうものとして氏名を使うことは公共的なものであって許されているわけです。しかし、人格の混同が生ずるような形で他人の氏名を使うと氏名の冒用になります。例えば、なりすましのために、他人の氏名を冒用する場合もそうですし、モデル小説と言いますか、小説の中で他人の実名を使うと、幾らフィクションだといっても、この人は小説の登場人物と同じよう人なのかと読者が思うってしまうというのも、人格の混同が生ずるからです。したがって、氏名の冒用が違法になるのは、人格の混同が生ずることによって、生活の平穏を害するとか、その人の社会的な評価を低下させるといった人格的利益が侵害されることで初めて氏名権の侵害が違法になるというように考えるべきではないでしょうか。そして、そこで問題となる人格的利益にも様々なものがあります。そうなりますと、23 ページに掲げられているアの違法性の判断基準には、その趣旨があまり十分に表れていないような感じがします。後で出てくるアイデンティティ権との関係でも同じ問題がありますが、氏名権の侵害においては、人格の混同がポイントだということを示した上で、先ほどの肖像権と同じようにその違法性は総合的に判断されるものであるということではないかと思います。

それから、森先生からご指摘のあった大阪地裁判決ですが、これを読んでみますと、氏名を他人に冒用されない権利の侵害だけではなく、利用規約で「なりすまし」は禁止および制限される不適切な投稿とされていることを指摘した上で、これを踏まえると氏名の冒用を形式的に判断して違法であるという結論を導いているようです。したがって、氏名権だけからそこまでいえるかというのと、どうもそうではない議論の組立てになっているような感じがします。そうすると、規約の定めなどの別の観点を加えて考えると、氏名の冒用の事実から形式的に違法だと判断できるかどうかはともかく、氏名権の侵害そのものの判

断で考える場合には、他人の氏名を使えばそれが直ちに違法となるというものではなくて、それによってどのような人格的利益が侵害されているかが問題となるのではないかと思います。ここでは、なりすましの場合と同じように、人格の混同が生じているので、結論としては投稿も含めて削除せよということになり、氏名を冒用した場合には氏名だけを消せということにはならないというのも、先ほどの肖像権に関して検討したのと同じ議論の構造を持っているのではないかと思います。以上です。

○**央戸** ありがとうございます。曾我部先生、お願いします。

○**曾我部** 今のご発言との関係です。もちろん人格の混同が生じる場合というのが多分、氏名権の本丸なのかなとは思っています。他方、その前に森先生がおっしゃったように、大谷翔平選手の名前を勝手に使っているようなケースを考えてみると、人格の混同というのは基本的に生じないわけです。ただ、やり過ぎると人格の混同とは別の何らかの損害と言いますか、人格的利益の侵害があるかもしれない。そういうことを考えると、先ほど来問題になっている 21 ページの総合考慮の基準というのは、むしろそちらのほうの基準のように見えるのです。そういう意味で言いますと、氏名権の侵害と言ってもいろいろな類型があって、基準に関してはそれに応じて考えないといけない。人格の混同が生じるようなケースにおいては、むしろ原則例外型というような判断になっていくのかなという感じがいたしました。以上です。

○**央戸** アの氏名を冒用されない権利について、いろいろご意見をいただきました。ほかにありますか。唐澤さん、いかがですか。

○**唐澤** ありがとうございます。大変勉強になりました。我々が削除要請を行っている世界において氏名権が問題となるのは、ほぼ間違いなく、なりすましの場面です。ここまでのお話の中にございました「大谷翔平」のような例で、あまりにひどいので削除してほしいというお申し出は、今のところはないです。

○**央戸** 森田先生、お願いします。

○**森田** 一言だけ。「大谷翔平」という場合に、これが全く人格の混同と関係ないかという、そうともいえないように思います。商号や営業表示などの場合にも、ダイリユーションとか、ポリューションというのがあります。例えば、「ポルノランドディズニー」という標章を用いてアダルトショップを営業した場合に、ディズニーランドが新しい分野に進出したと誤認する人はいないとしても、それは商号が持っている価値を低下せしめるから、ポリューションやダイリユーションとして違法であるということですので、やはり連続的な関係にあるだろうと思います。したがって、これは全く別の問題であるというよりは、そこは氏名権の場合もパラレルに問題となるのではないかと考えますと、人によっては、イメージや信用などの人格的価値の低下をもたらすという意味では、何らかの混同がなければ侵害することはないので、限界事例として位置付ければよいのではないかと考えます。

○**央戸** ありがとうございます。先ほど森田先生がおっしゃったモデル小説などの場合

だと、氏名を使わなくても人格の混同が起き得るわけですよ。また、人格の厳密な意味での混同というわけではないけれども、何となく人格が重なってきたところでダイリユーション・ポリューションとか、人格ないし人格に付随する諸々の価値が毀損されることもあると思うのです。そのときの一番わかりやすい例が、氏名を使われることによっていろいろなことが起きるといった場面なのだろうと思います。ですから、連続的にいろいろなものがある中で、何となく氏名権という形で、どこに線を引いてきたかという問題になっているのです。

ただ、ここで問題にしたいのは、特になりすましが大きいとすると、これまで前回、前々回のご議論も全体的にそうですけれども、あまり必要以上に明確な決め打ちをすとか、それぞれの概念や権利の守備範囲を明確に、これがこうであるという定義をするというよりは、問題思考的に氏名権という形で議論されてきたものは、実態はこういうものであり、こういうことが問題になってきている。こういうものが問題になっている類型においては、こういう基準で判断してきているという形で、できるだけ踏み込まない形での整理でよろしいのかなと、先生方からはずっとそういうご指摘を受けているのかなというように、私としては受け止めたところです。

ひとまずよろしいでしょうか。また先ほどご指摘いただいたプロバイダ事業者と投稿者の場合という 22 ページの辺りも、全体を振り返ってということと同じことかと思えます。それから、「氏名を正確に呼称・表記される利益」については 23 ページにあります。こちらについて何かこの場でご意見ありますか。森田先生、お願いいたします。

○森田 あまり具体的な裁判例もなさそうですが、これは効果としては氏名を訂正せよということなのではないでしょうか。先ほどの氏名冒用の裁判例のケースもそうですが、氏名を冒用する場合にも、本当に正しくは表記せずに、その人とわかるような、しかし少しモディファイをしたような形で使うという場合がしばしばみられますが、このときには、氏名を正確に表記される利益を侵害していることを理由に請求することができるのは、氏名を「正しく書け」ということだとすると、何か違う話になってくるように思います。このような事案では、「正しく書け」というよりは「使うな」ということが問題になってくると思うので、「正しく書け」ということがネット上で実際に問題になることがあるのか、その場合には氏名の訂正を求める、氏名の正しい表記を求めるという請求になるのかということなのか、この点を確認させていただきたいと思います。

○央戸 唐澤さん、いかがでしょうか。

○唐澤 ありがとうございます。そもそも正確に呼称・表記されるべき場合を想定したときに、それでもなお削除ができるのかは、なかなか難しいのではないかと考えております。

○央戸 ありがとうございます。

○唐澤 ですので、法務省として正しく表記せよというような取組を行っているわけではございません。

○**央戸** いかがでしょうか。これはやはり実際の問題になるとすると、人間の名前を非常に侮辱的に、わざと書き間違えたような形で書くような場合を念頭に置いて、その場合に、何か訂正請求よりは、結局削除を実際には考えておられるということでしょうか。

○**唐澤** そのとおりです。ありがとうございます。

○**央戸** はい、ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

○**森田** 今の点も NHK の日本語読み訴訟の最高裁判例の射程として議論すべき問題なのかどうかというと微妙な感じがします。これは、別に氏名権というものを持ち出さなくても、他人を誹謗中傷する、あるいは侮蔑するツールとして、ただ単に氏名をもじっているだけで、そのような場合には、氏名だけではなくて、そのほかにも侮蔑的な表現を用いているはずですから、氏名を正確に呼称される権利の侵害もネット上で問題になることがありますよと独立して大きく取り上げる必要があるのか。かえって誤解を招かないかということが危惧されます。

○**央戸** ここは私も何となく同じような印象を持っています。わざと漢字を書き間違えて悪口を書くような場合は、「氏名を正確に呼称してくれ」という話よりは、人をゴキブリとか罵っているのと同じように、名誉毀損であるとかプライバシー侵害であるとか、別の人格的利益の侵害として扱えば足りるということになるのではないかなと思います。

そうすると、(2)全体を(3)の「その他」の中に入れてしまって、氏名権として議論されるものの中にもいろいろなものがある。典型的には(1)のタイプであって、これはインターネット上のなりすまし削除を考える上で重要な法益の捉え方なので、ひとまず一定の整理を行っておくということにして、それ以外は、氏名権と呼ばれてきたものの中にはいろいろあるけれども、今の森田先生におっしゃっていただいたような、NHK 日本語読み訴訟や、24 ページの (3) で氏名表示権の話が今度は別に出ております。ただ、今の氏名権として議論されるものの中にはいろいろあるけれども、今のところは、それがインターネットの削除を考える上であまり固有の問題にはならないのではないかなとか、あるいは裁判例が見当たらないのではないかなという整理をひとまずしておくというのがよろしいかなと思ったのですが、いかがでございましょうか。

併せて、(3)の氏名表示権と書いてある部分についても、何かお気づきの点があればいただければと思いますがいかがでしょうか。

時間も押しておりますし、特にこの場合は「なりすまし」でございしますので、今のような整理をさせていただくということでもよろしいでしょうか。唐澤さんもよろしいでしょうか。

○**唐澤** はい。

○**央戸** ありがとうございます。それでは、先に進ませていただきたいと思います。資料の 24 ページをご覧ください。6 という所でございます。これまで名誉毀損、プライバシー、肖像権、それから氏名権と、いずれも一筋縄ではいかないものでございましたけれども、それらの人格的利益で比較的知られているもの、これまでフィジカル空間でも言わ

れてきたものについてご議論いただいております。

これらのほかにも、インターネット上の誹謗中傷の事例で問題になり得る人格権、又は人格的利益として、そういうカテゴライズをするかどうか自体1つの論点ではありますが、例えば「アイデンティティ権」、これが24ページの(1)。それから27ページの(2)、「氏名及び出自・国籍を第三者に正しく認識してもらふ人格的利益」。それから27ページの(3)故人の人格権が侵害されている場合に主張される「敬愛追慕の情」、といったものを挙げるすることができます。

このうちアイデンティティ権については、かなり分量がありますけれども、時間の都合上、先ほどからご議論いただいている「なりすまし」のところでご議論いただきたいと思っております。27ページ以降の「氏名及び出自・国籍を第三者に正しく認識してもらふ人格的利益」、あるいは「敬愛追慕の情」などについて、何かご意見が今の時点であればいただきたいのですが、いかがでございましょうか。曾我部先生、お願いいたします。

**○曾我部** 27ページの(2)に関してですけれども、確かに、こういう形で判断したのは仙台地裁だと思いますが、いわゆる在日認定という言葉自体は既にあるので、世の中にそういう事案があるのではないかと思うのですけれども、通常は名誉毀損とか、そのほかの人格権、人格的利益の問題として捉えられているということかなと思うのですが、唐澤さん、その辺りはいかがなのでしょう。

**○央戸** 唐澤さん、お願いできますか。

**○唐澤** はい、ありがとうございます。法務省の人権擁護局として相談を受けている中では、今のような形での被害の申告はないと聞いております。

**○曾我部** そうですか。わかりました。一般的には名誉毀損で、かなり広く運用されているので、いろいろな雑多なものが入っているのかなという気もしています。ですので、ちょっとその辺との絡みに注意しておく必要があるのかなと感じました。それ以上、特に何かということはないのですけれども、ちょっと一言申し上げた次第です。

**○央戸** ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。(2)については、今、曾我部先生からご指摘がありましたように、名誉毀損との関係にも留意する必要があることを少し整理させていただくことにしておきたいと思っております。先ほどの氏名権のところの議論とも同じですね。ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、申し訳ございませんが、先に進ませていただきたいと思っております。論点1の(3)でございまして。これまでご議論いただいている部分も実質的にはあるところですがここでは少し視点を変えて、権利・利益の類型ではなくて、人格権侵害、あるいは人格的利益の侵害になる表現の内容、あるいは表現の態様なども踏まえた具体的な判断の在り方についてご議論いただきたいと思っております。

まず論点1の(3)アは、プライバシーに関する論点で、今のたたき台では、「前科等に関する事案」、これが28ページ、29ページですね。それから(2)の「公共性のない事実の公表が問題となる事案」、この2つの類型を用意させていただいております。そこでま

ず、(ア)の「前科等に関する事案」についてご意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

これは、こういう形で問題状況を絞ってみると、ノンフィクション「逆転」があり、長良川事件があり、平成 29 年の検索結果削除事件がありということで整理いただいています。イの所で、嫌疑不十分を理由として不起訴処分となった事案の場合は、プライバシーの利益が優越すると判断する重要な考慮要素となり得るという整理をいただいているところですか。いかがでしょうか。曾我部先生、お願いします。

○曾我部 この嫌疑不十分不起訴を「前科」と言うのかはさて置き、嫌疑不十分の件で、要素としては事件からの時間的な隔たりみたいなものも通常は考慮すると思うのですが、ただ、判例、裁判例を眺めたところ、明確に言えるのはこれぐらいだという、そういう趣旨の記述でしょうか。考慮要素の分析としては限定的という感じがするのですが、その辺の記述のスタンスを確認させていただければと思います。

○央戸 唐澤さん、お願いします。

○唐澤 曾我部先生がおっしゃるとおり、今のところ裁判例から分析してみても言えるのはこのぐらいだと。正におっしゃるとおりのスタンスでございます。

○曾我部 わかりました。それはそうなんだろうけれども、ほかの項目ではもう少し包括的な、こういう基準でやるのだというのがあるのですが、ここだけやや尻切れトンボのような印象がありました。やむを得ないということなのでしょうけれども。印象論で恐縮ですが、以上です。

○央戸 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。森田先生。

○森田 細かいことですが、今のところで、29 ページのイの「決め手となり得る」というのが少し表現として強いというか、「決め手」と言ってしまうと、それがあればもう決め手なので、ほかの要素は考慮しなくてよいというところまでいってしまいそうですが、それは少し書き過ぎの感じがしました。

○央戸 ありがとうございます。実は私も同じ印象を持っておりました。確かに重要な要素ではあるだろうと思うのですが、「決め手となり得る」と言うと、ちょっと強いかなという印象は確かにあります。ほかにいかがでしょうか。

○曾我部 すみません、今の関連で、(2)の「公共性のない事実」という所との関係で、私も今のお話と同じようなことを感じました。公共性がないということは、かなり決め手というべきかなというところと、あとは、「公共性がない」というのはかなり大きな話で、一方で嫌疑不十分というのはかなりピンポイントな話であって、かつ、公共性はあるけれども嫌疑不十分という、ほかの前提もあつての嫌疑不十分の話ですので、(1)と(2)は並びとして、かなり次元が違うと思います。また、先生方がおっしゃるとおり、嫌疑不十分な件は、かなり個別的な事案の中では決め手となり得る、あまり一般性のない要素かなというところですか。ですから決め手という言い方は、そういう意味でもちょっと強いかなという感じがしました。



○**央戸** ありがとうございます。今、曾我部先生に(2)との比較を挙げていただきましたので、(2)「公共性のない事実の公表が問題となる事案」も含めて、ご意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。森先生、お願いします。

○**森** ありがとうございます。ただただ「曾我部先生に賛成です」ということだけです。公共性のほうは、セーフティーインターネットアソシエーションのプロバイダに対して発信者情報開示請求の任意開示のアドバイスをするところでも、権利侵害の明白性がどういう場合に認められて、どういう場合に任意開示できるのかということ、基本的にはこの「公共性がない場合」を特出ししてやっておりますので、これはまさしく決め手であろうかなと思います。それに対して、曾我部先生がご指摘のとおり、「嫌疑不十分」ということであっても、例えば政府要人が逮捕されたりすると、今度は別の角度から問題性があるのであって、これは全然決め手とまでは言えないということかなと思います。以上です。

○**央戸** ありがとうございます。橋本先生、お願いします。

○**橋本** 公共性のないという点が「決め手」になっているというところに関してです。29ページの本文の下から5行目ですと、「表現行為が公共の利害に関する事項ではない」という書き方になっていて、この書き方は、名誉毀損の免責要件の表現に揃えてあるのかなと思って読んでおりました。名誉毀損の場合に、公共の利害に関する事項であれば、真実性の証明はさせないというのは、プライバシーとして保護するという判断と連動しているのだと思うのです。ですので、「決め手」だということではなくて、両者が連動していて、プライバシーとして保護されるときには公共性が否定されて、保護されないときには公共性が肯定されるといった関係にあるものかと思っていたのですが、そうではないのでしょうか。

○**央戸** 公共性がないとプライバシーなのだと、いや、プライバシー権侵害でも公共性がある場合にはそれが正当化されることがあるのだという議論も場合によってはあったりしますよね。だから、裁判例でも分かれていないのかなという気がしますね。もちろん橋本先生も単純におっしゃっているわけではないと承知しているのですがけれども、この辺りも、書きぶりというか、表現の仕方をどうすればいいのかなと、ご指摘を受けると迷うところもございますね。どういたしましょうか。森先生、お願いします。

○**森** すみません、先ほどの私の言い方も良くなかったかもしれませんが、橋本先生のご指摘のとおりで、要は名誉毀損の違法阻却事由として公共性が問題になるということです。私が申し上げました任意開示のときの議論で出てきているのは、社会的評価が低下するような書き込みがありまして、それについては公共性がないということではあったわけなのです。厳密に言いますとセーフティーインターネット協会の権利侵害明白性ガイドラインはプライバシー侵害を対象としない、名誉毀損だけであると言っているわけなのですがけれども、ただ、然は然りながら、央戸先生がおっしゃったように、プライバシーの場合は全然話が違うのかということ、そんなことは多分なくて、多くの訴訟では……と言っても私はインターネット関係のものしか知らないわけなのですが、非常に多くの場

合にプライバシー侵害と名誉毀損が請求原因として両方とも出てきます。余計なこと、不快なことを書かれたということで、その人の社会的地位は低下するし、プライバシー侵害ではあるしときたときに、公共性がないということになりますと、違法阻却事由がない。それと同時にプライバシーの面では、社会における正当な関心事ではないということになりますので、割と判断としては近い。公共性がなければ名誉毀損でもあり、プライバシー侵害でもあるということになりやすいのかなとは思いますが。

**○ 央戸** ありがとうございます。たたき台で言うと注 105 が、1 つのミソなのかなと思います。結局、平成 29 年決定について、基準は一般的に書いているけれども、当てはめの部分においては、問題となった前科等の事項が、今なお公共の利害に関する事項である。そしてその結果として、この場合には削除を認めないということで、基準そのものというよりは、基準を応用するときの、言わば中間的な概念あるいは尺度として、公共の利害に関する事項かどうかというのはプライバシー権侵害、あるいはインターネット上の投稿等の削除において、重要なキー概念になり得るのではないかと。だから、公共性のない事実についてプライバシーを侵害するという場合であれば、先ほど来、曾我部先生からもご指摘があったように決め手になり得る。よほど例外的な事情がない限り削除を認めるという方向に働く。あとは公共性がないと言えるかどうかですが、そこについてはもちろんいろいろな場面で議論する。セーファーインターネット協会の例のペーパーでは、具体的場面を 1 つ特定してみせた、ということかなと、今、お話を伺いながら思いました。そのような整理でよろしいでしょうか。いかがでしょうか。

その意味では先ほど、これも曾我部先生から問題提起がございましたけれども、前科のところと公共性のない事実の部分は違うだろうと。場合によっては順番を入れ替えてもいいぐらいなのかもしれませんけれども、人権擁護機関における実務上、極めて重要な整理がここでできるということかなと思います。ここままで何かございますでしょうか。森先生、どうぞ。

**○ 森** すみません、私がこの部分の整理がちょっとわかっておりませんので質問なのですが、公共性のある事項に関する事案と、公共性のない事実の公表が問題になる事案とせずに、前科等に関する事案とされましたのは、公共性のある種、象徴とするものとして前科等と、そのように整理されているということでしょうか。

**○ 央戸** 実は、そこは実際には重なって、前科等が問題になっている場合でも、結果的にいろいろ考えると、公共性がないので削除を認めるのだという議論はあるのかもしれませんが。ただ、恐らく実務上の判断のやり方として、まずは公共性がないかどうかを見る、公共性がないのであったら一気に削除すると。粗い判断としてですね。次に、公共性があるかどうかというのは、前科については直にはわからないので、いろいろ検討してきた結果、公共性がないものとして削除するということもある。あるいは前科それ自体については公共性はもしかするとあるのかもしれないけれども、例えば今、ここで問題になっている例で言うと、嫌疑不十分ということが理由であって、起訴まではいかなかった。そし

て時間もある程度たっているとか、いろいろな役が付いてくるということになると削除する、ということで、公共性がある・ないとはまた別ルートで前科については判断するということもあり得る。そのような整理をしてはどうか、というぐらゐの感覚で私は申し上げたのですが、いかがでしょうか。

○森 一応理解しました。後でもう一回蒸し返させていただくかもしれませんが、今のご説明でわかりました。ありがとうございました。

○宍戸 ただ、それも私が勝手に言っているだけのことで。

○森 よくわかりました。

○宍戸 ありがとうございます。それでは、巻先生。

○巻 今の宍戸先生のご整理でよろしいと思います。平成 29 年の Web サイトの検索結果の決定も、いろいろと検討した後、結局「今なお公共の利害に関する事項であるといえる」としてあります。明らかに公共の利害でないと言える場合のほかに、いろいろ検討した結果、最終的に今なお公共の利害に関する事項であるという判断になるものもありますので、宍戸先生のご整理が的確ではないかと思いました。

○宍戸 ありがとうございます。

○巻 別の点ですけれども、28 ページのところ、平成 29 年の決定をもう一度見てみましたところ、ノンフィクション「逆転」事件で 5 番目の、「その後の生活状況」に当たるものも、最終的に考慮しているように読めるのです。つまり、その後の生活状況として平穏な暮らしをしていることを考慮しても、やはり本件では優越性が明らかではないとしてありますので、その後の生活状況についても考慮しているように読めます。この⑤社会的状況の変化には、本人のその後の生活状況も含まれるという理解でご整理されているのかどうかを伺いたいと思いました。以上です。

○宍戸 ありがとうございます。今の後半のご質問の点については、唐澤さん、いかがですか。

○唐澤 もう一度、私どもも判例をきちんと精査させていただきますが、仰るとおりでなのではないかと思います。

○宍戸 そうすると、この考慮要素の表自体が実は悉皆的ではなくて、だからこそ先ほどの公共性のない事実であるとか、その後の本人の生活の状況、ノンフィクション「逆転」事件の⑤の部分ですよね、それも実は生きてくるという話ではないかということは、整理しておきたいと思います。ありがとうございます。ここまでひとまずよろしいでしょうか。何かご発言はございますでしょうか。

よろしければ、30 ページ、2 の論点 1(3)イの「肖像権」に入りたいと思います。まず、法務省から、ここでの議論の意義などについて、少しご説明をいただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○唐澤 ありがとうございます。まず、論点 1(3)イ(ア)について、インターネット上の誹謗中傷等の被害事例には、自分がインターネット上に投稿した写真等が他人に無断で使

用されてしまったという事例があり、裁判例でも問題になっているところがございます。

また、(イ)についてですが、無断で使用されている肖像等の写真の顔の部分が加工されていたり、それから鮮明に映っていなかったり、あるいはそもそも顔が映っていないなどの事情で、被撮影者本人には自分の写真だとわかるけれども、一般の閲覧者には被撮影者が誰なのかという同定が困難な場合がございます。

それから(ウ)につきましては、近時、スポーツ選手について、盗撮されたり、インターネット上に写真等、性的な目的で拡散されるなどといった被害を受けていることが社会問題となっております。このようなスポーツ選手の競技場における競技中の写真や動画については、公共の場での活動の様子を撮影したというものでありますし、ユニホーム姿を映した写真等ですので、こういった事情だけ見ると、社会通念上の受忍限度を超えて肖像権を侵害したと言えるのかどうか、これはなかなか難しいようにも思えます。

しかし実際の事例では、身体の性的な部分が拡大されて撮影されているとか、撮影された写真が性的な目的でインターネットに投稿されているなどしているようでございます。これらについて肖像権が侵害されたと言えるかどうかご議論いただきたいと、このような趣旨でここを書かせていただきました。

**○ 央戸** ありがとうございます。3つの類型が挙がっておりますけれども、時間の関係もでございますので、本当に自由にご議論いただいて、お気づきの点があればご指摘いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。森先生、お願いします。

**○ 森** あまりまとまった話ではなくて申し訳ないのですがけれども、先ほど投稿と肖像等の画像そのものについてのお話がありまして、サムネイル等で別々の運命をたどるべきものであるというようなことも申し上げました。そうなのですからけれども、今回のこの(3)の類型、スポーツ選手に対する盗撮につきましては、スポーツ選手でなくて一般の学生さんでも同じだと思うのですけれども、どういうサイトに投稿されたかとか、どういうキャプションを付けて投稿されたかとか、どういうテキストとともに投稿されたかということは結構意味があるのではないかなと思っています。これは私が1人でそう思っているというよりは、同じようなことは結構児童ポルノの文脈で言われる話でして、人によっては額縁理論などと言いますけれども、親御さんがプールで遊んでいる自分の子供のかわいい写真を撮ると。2歳3歳だと全く何も着ていなかったり、さらに赤ちゃんだと当然のように何も着ないで動き回っているわけですからけれども、それをご両親が自分のツイッターやInstagramに投稿して問題があろうはずはないのですが、これが児童ポルノのサイトに転載されることがあるというのですね。そういう場合にそれを児童ポルノとして扱うかどうかというところで、それはWebサイトによって判断を変えるという考え方があるわけです。そういうところが(3)については非常に強く影響する問題ではないかと思っております、その意味ではパブリシティ権と並んで、肖像権一般の話からは、もしかしたら切り離れたほうがいいのかもしいかなという気がしております。

他方で、これも私のすごいふんわりした感想なのですが、肖像権のことについて

書かれたものを見ると、肖像権とパブリシティ権を一緒にして書いたものと、パブリシティ権と肖像権は区別すべきだと、肖像権はプライバシーであると書かれたものと、何か二元論と一元論みたいなことはシビアに対立しているのですが、その代わりパブリシティ権以外の肖像権、例えば先ほど森田先生のお話でありました、タレントの子供の写真であったりとか、あるいはメッセージ性の強い変わった服を着ているところを大写しにされて「こいつ、頭おかしいんじゃないか」とか、あるいは尾羽打ち枯らした消費者金融の会長が病院にいるところを撮影したとか、侵害される権利は様々なわけですがけれども、それはみだりに撮影されない、みだりに公表されないという大きく1つの肖像権の中に括られていて、それとパブリシティ権を一緒にするかどうかですねという、そこがわかれているだけで、ほかのものは全部様々な権利侵害があっても、全部肖像権という考え方が一般的なのではないかと思っています。

ただ、然は然りながら、このスポーツ選手に関してはちょっと違う。性的文脈に置かれることによる特別な被害みたいな感じだと思うのですけれども、それだけちょっと違うのかなという気がしています。全くまとまりのない話で申し訳ありませんが以上です。

**○ 宍戸** ありがとうございます。今の森先生のご発言に関連してでも結構です。それ以外でも結構です。ご自由にご意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(3)は比較的最近問題として顕在化してきた論点で、ちょっと議論が違う。恐らく本来の撮影や身を晒している文脈とは違う文脈、それも性的な文脈で、写真とかが投稿される。その写真を投稿するといった表現行為自体が、言わば性的な意図の下でなされて、性的な関心の対象に置かれるような形で表現されているということであって、だからこれは問題だということであるのだとすると、それは、実はスポーツ選手に限らず一般化し得る。ただ、ひとまずスポーツ選手が、今ここで問題になっているというように整理すべきなのか。そうではなくて、スポーツ選手というのは、正にパブリシティのような、ある種、肖像自体の価値が高いし、あるいは特に公に身をスポーツウェアで晒している。性的な関心を結果的に呼びやすいような格好でプレイをしているという事情があって、これは固有の問題だと考えるのか。この(3)の位置付けをどのようにしたらいいのかなというのが気になっておまして、そのどちらに倒すかによって、この(1)(2)と同列で並べていいのか、あるいは(1)(2)(3)と書くのだけれども、これは(1)(2)とは違う別類型の話なんだよと位置付けるのか、私としては悩ましいところだなと思っています。森先生のご発言を受けて、改めてそのことを思い出したというか、具体的に意識しました。森先生、お願いします。

**○ 森** ありがとうございます。今の宍戸先生のお話は全く私の申し上げたいことをうまく整理していただいたと思っていますのですけれども、もう1つ更にややこしいことを申し上げますと、これも私の妄想かもしれないのですが、撮影時適法・公表時違法の問題に、もしかしたら還元できるのかもしれないなと思っています。

チャットに書きましたこの判決は、女子アナのお宝画像の事件だと言われているものです。昔、若いときに水着のコンテストに出たのか何かわかりませんが、それを撮影されて、

その時点では別に、水着写真を撮影してもらって雑誌に出してもらっても全然構わなかったわけですが、何年かたって、アナウンサーになられた暁には、ご本人としてはそれが嫌だったわけです。昔は同意していましたけれども、その同意は今は無効だという主張をされて、それが通ったというケースなのですね。

それは時間的隔たりによって、かつて撮影時には良かったものが、そして、そのときは公表も良かったものが、後から駄目になったという、合意が効力をなくしたということなのですから、今となってはもう同意できないということなのですが、時間によって同意できないということと、媒体によっては同意できないということがあると思うのです。やはり芸術として扱っていただくのとポルノのサイトに放り込まれるのでは全然違うわけですから、スポーツ選手であっても学生さんであっても、幼児のご両親であっても、自分のインスタグラムに出ている分にはいいけれども、そんな児童ポルノのサイトに出るなんてとんでもない。「削除してくれ」と言われたら、多分裁判所は「削除をする」と判断するのだと思うのです。ですので、その撮影時の違法の問題と、公表の時の、みだりに公表されない、これには、変な媒体に公表しないということも含んでいるのだという話なのかもしれないなと一方で思うところがございます。

**○ 央戸** ありがとうございます。今の森先生の、みだりに公表されない、変な文脈に置かれていないということと言うと、そこで(1)に戻るのですけれども、30 ページの自らインターネット上に投稿した肖像等の画像が無断に転載されるというときも、その文脈に沿った転載と、文脈とは違う形での転載とで分けて、文脈の違う転載だったら、今の話の中で、平成 13 年の判決と同じ括りで整理するということになりませんか。すみません、森先生に私が質問して申し訳ないのですけれども。

**○ 森** 全くおっしゃったとおりでございます。自分のインスタグラムで投稿したものをグループのラインなりフェイスブックなりで転載されて不愉快だったと言われても、「別に、だってあなたインスタグラムで公表してたじゃないですか」と、「同じサークルの人が転載したんでしょ」という話で、取り上げる必要はないと思うのですが、やはりガラッと文脈が変わる。これはもう想定もし難いし、かつ通常の場合であれば不快であるというところで、ちょっと変わってくるのかなと思います。

**○ 央戸** ありがとうございます。それでは曾我部先生、お願いします。

**○ 曾我部** すみません、ちょっとこれはこの場でお送りしていいのかわからないですが、例えばこういうものがあつたりします。チャットでリンクを送ります。これもアスリートに限らないと思うのですが、未成年であることをどう考慮するかという話があると思うのですよね。今お送りしたサイトは女子高生スポーツ選手の画像を集めているものなのですけれども、これが性的な文脈と言えるかどうか。言えるといえば言えるけれども、明らかに性的な文脈かどうかというのは微妙な感じもしますが、ただ、これは高校生であるというところで、やはり高校生の場合はこういうものもアウトだと判断していいのかわからないというところで、未成年かどうかという点が考慮されるのかという視点もどこかに入れてい

ただくといいのかなと思いました。以上です。

**○ 央戸** ありがとうございます。時間軸、特に未成年の写真ということですよ。突き詰めていくと、最近問題になっているニルヴァーナのジャケット写真のような問題がこれから深刻になってくると思いますけれども、その話ですよ。

更に、いかがでしょうか。今までは(1)と(3)について、つながっている部分もあるのではないかということ、それから、(1)と(3)をまたぐ形で未成年者の場合、あるいは写真が未成年者に対する性的なとか特有の関心におかれて掲載される場合も考える必要があるのではないかということについてご議論いただきました。これに関連してでも、あるいは、まだご意見をいただいている(2)についても結構です。いかがでしょうか。森田先生、お願いいたします。

**○ 森田** (1)については、それが論点として成立するところが、私にはまだよくわかりません。自らインターネット上に公開した顔写真は、なぜ他人が自由に利用してよいことになるのか。公開した以上は自由に使ってくださいという趣旨だからという理由だとすると、一般的には公開してもそういう趣旨ではないということと終わってしまいそうなので、あの、自ら公開した以上は肖像権侵害が成立することが考えにくいという指摘が、そもそも、それほど一般的に支持されているものなのかということはどうなのでしょう。

**○ 央戸** さて、この点はいかがでしょう。私が難しいと思うのは、多分、インターネットのホームページやブログ、SNS、古い言い方では公然性を有する通信ですよ。それに自分で写真を載せた場合、自分について自分で何かを書いたのと同じく、プライバシーを一定程度放棄している。つまり、公の空間に出したものであるから、それが使われてもやむを得ないのだという議論の整理が1つ当然にあり得ると思います。

今、森田先生がおっしゃられたのは、そうではないのではないかということで、また特に、SNSのグループの中に投稿したものであるとか、いろいろな文脈があり、その文脈の範囲内でのみプライバシーを放棄しているという考え方もまた当然あり得ると思います。そう考えると、結局、この人はどういう趣旨で自分の写真を投稿しているのかということが問題にならざるを得ない。そして、それは主観的にもそうですが、今のようなSNSの在り方、それ以外の関連する記事、グループ、客観的と言うと変なのですけれども、そういう外的な事情によっても左右されるところがあると思います。

もう1つややこしいと思っていることは、これはよくマスメディアの報道で問題になりますが、例えば、昔からあるのは、中学生、高校生のときの卒業写真集の中から勝手に写真を持ってくる。それから、今ですと、問題を起こした人について、ネット上に転がっている、あるいは本人がアップロードした写真を持ってきて、こういう人ですと使われる。

これは一体何なのかというと、プライバシーを放棄しているからいいのだという整理の仕方と、本当は完全に放棄されていないのですが、あのような使い方をすることが表現の自由との調整で、公共の関心事であるから、本当に公共の関心があるのかどうかは知りませんが、正当化されているという場面もあるような気がするのです。そう考えてみ

ると、これも込み入っているので少し整理して考えなければいけない。結局、自分の思考プロセスを言っているだけですが、そういう問題かと思います。いかがでしょうか。森田先生、お願いいたします。

○森田 そういう写真の使い方だとすると、プライバシーを侵害するという理由で肖像権侵害を問題にする場合には、自ら公表しておいて、後からこれはプライバシーだからというのはおかしいではないかという論理は成り立つように思います。ただ、(1)に挙げられている裁判例は、写真の転載によってプライバシーを侵害したというよりは、「なりすまし」など、それ以外の人格的利益を侵害するツールとして写真を使っている事案なので、公表したからプライバシーの侵害には当たらないというのとは別の文脈で肖像権の侵害が問題となっているように思います。先ほど論じたように、肖像権によって保護される人格的利益は様々な複合体を成しているのであり、問題となる人格的利益のディメンションが異なる場合には、仮にプライバシー侵害の観点からは写真の転載が違法ではないとしても、別の観点からは違法になるというだけのことであって、見解が対立しているわけではないのではないか。同じ人格的利益に関して、自ら公表したから侵害でないという見解と、侵害であるという見解とがあって、両者が対立しているという図式には収まらないのではないかと思います。

(2)についても同じ文脈で言及すると、被撮影者の同定が問題になるのは、何らかの意味で混同が生じるタイプの利用のされ方をする場合に特有の問題ではないかと思います。これに対し、先ほどのパブリシティ権の侵害のように、著名人がどんどんと画像の消去を請求する場合には、パブリシティ権が成立するためには同定が必要になりますが、これはまた違う問題だと思います。他方で、一般私人については、ほかの人が見てもそれが誰かはわからない場合であっても、自分の写真が使われているときには、肖像権に基づいて画像の消去を請求するのであって、この場合には同定は不要という考え方も成り立つように思います。仮に、同定が不要な場合があることを認めたとしても、(2)の論点が立たないわけではなく、肖像の利用によって侵害される人格的利益のタイプによって、被撮影者の同定が必要になる場合には、その要否と程度がその前提として問題になるというだけのことです。肖像権によって保護される人格的利益は多様であるという前提を置いて、人格的利益のタイプに応じて同定の要否や程度が異なることが明らかになるようにして分節化していくという形にしたほうがよいような気がします。

○央戸 ありがとうございます。そのようにさせていただきたいと思います。先ほど、森先生が手を挙げられていたかと思います。いかがでしょうか。

○森 申し上げようと思っていたことを、よりわかりやすい形で森田先生におっしゃっていただきましたので結構です。

○央戸 ありがとうございます。ここまでのところで、唐澤さんはいかがでしょう。

○唐澤 特にございませぬ。大変、勉強になりました。ありがとうございました。

○央戸 ありがとうございました。今、森田先生におっしゃっていただいたようなこと



をしっかりとした上で、具体的に人権擁護機関として、この問題は何ぞやと見たときの対応として問題になる類型として書いていく。そして、そこでの考え方について、この類型だからこういう考え方だという決め打ちではないように、今日いただいたご指摘を踏まえて、具体的な指針としてつながるように整理するという方向でまとめさせていただきたいと思います。森先生、お願いいたします。

**○森** 言わずもがなのことですが、この文脈でそういうことが特に強調されるのは、「みだりに」という非常に言葉足らずなもので構成要件が出来上がっており、良からぬことがあると何でも「みだりに」ということで、撮影時が違法であれば公表時も違法になってしまい、恐らく、先ほどの大阪地裁の判決はそこにフォーカスしているのだと思います。

結局、これは判決全体としてテキスト部分も問題なく、見た感じ、写真自体も問題なかったということであれば、あとは何が問題になるかということ、勝手に撮られて勝手に出されたということが可能性としてあり得るわけですが、そうではなくて、あなたが撮ってあなたが出したという部分だけを言っているのだと思います。

著名な判決で、武富士の会長のものもそうですし、「Tokyo Street Style」に「SEX」と書かれた洋服を大写しにされたケースもそうですし、みだりに撮影した、みだりに公表したという例を幾つか挙げていただくと、自ずから、これはプライバシー侵害のようである、これは名誉毀損のようであるなど、様々な良からぬ「みだりに」のパターンがあると思いますので、様々な「みだりに」があるというふうに書いていただくとわかりやすいのではないかと思います。

**○央戸** ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。森田先生、お願いいたします。

**○森田** ややこしくなるので一言だけにしますが、同意の範囲が問題になるというのはそうなのですが、その先に同意が撤回できるのかという論点が本当はあるように思います。個人情報保護の文脈では、同意は撤回できるので、人格的利益の場合も一旦処分してしまうと、未来永劫撤回できないのかということが本当は問題になるところです。ただ、そこまで含めると問題が非常に複雑になるので、ここに加えてほしいという趣旨ではありませんが、いったん同意があれば撤回はできないという前提で書かれていることが少し気になりましたので申し上げます。

**○央戸** ありがとうございます。注意したいと思います。よろしいでしょうか。今日、非常に貴重なご指摘をいただきましたので、事務局でまとめていただきたいと思います。ここで終わるというのも1つのやり方なのですが、そういうわけにはいかないのもう少し頑張らせていただきたいと思います。今日、論点2の「なりすまし」に少なくとも議論として入り、先生方からまず大きなご意見をいくつかいただいております。これは、「論点2(SNS等における『なりすまし』)について」です。これについては、資料4と資料5をご用意いただいております。まず、法務省から、この2つの資料についてご説明をお願いいたします。

○唐澤 時間の関係もございましたので簡潔に申し上げます。資料4も資料2と同じコンセプトです。裁判例を分析し、私案をお示しさせていただきました。関連する裁判例については、資料5を用意しております。

○央戸 ありがとうございます。それでは、資料4をご覧ください、こちらの順にご議論いただきたいと思います。これまで同様、ご用意いただいたペーパーをたたき台として自由にご議論いただきたいと思います。いかがでしょうか。

○唐澤 資料4の構造について、若干ご説明させていただきます。まず、第2「なりすまし行為による既存の人格権の侵害に関する法律構成」について、ご議論いただきたいと思います。最初のほうで裁判例を整理させていただいた後、7～9ページに、その裁判例を踏まえて考えられる方向性を記載いたしました。この部分について、少し補足いたします。

まず、(1)のなりすましと名誉毀損の関係です。なりすまされた者、この私案では、これを「対象者」と記載しておりますが、対象者がそのような投稿をする人物であるという摘示事実の構成の仕方があり得るのではないかと、1つの視点として書かせていただいております。この点、投稿内容そのものが対象者の社会的評価を低下させるものであるならば、これを根拠として名誉毀損の成立を認めればよいと考えられます。もっとも、投稿内容そのものからは必ずしも社会的評価を低下させるとまでは言えない場合でも、今申し上げた、対象者がそのような内容の投稿をする人物であると摘示事実を構成して、それにより対象者の社会的評価を低下させると評価できるなら、やはり名誉毀損の成立を認め得るのではないかと、ということです。

次に、(2)のプライバシーです。プライバシーは、投稿者が対象者になりすまして、対象者のプライバシー情報を勝手に投稿しているという場面を想定することになるので、これによってプライバシー侵害が認められることになり、先ほどの名誉毀損のような視点は出てきません。

次に、(3)の名誉感情です。名誉感情は、投稿の内容が対象者の社会的評価を低下させるかどうかという問題ではなくて、当該投稿が社会通念上許された限度を超えた侮辱に当たるかどうかという問題なので、名誉毀損と全く同じ思考ではないと思われれます。もっとも、自分が名誉感情を害されたという原因を、対象者がそのような投稿をする人物だとして侮辱されたことと捉えることは可能であるので、そのようなことを検討していくことも一理あるのではないかと、このように記載しております。

(4)の肖像権や(5)の氏名権については、そこに記載したとおりです。(6)については、あくまで(5)までの整理は裁判実務を念頭に置いた整理であり、事業者がなりすまし自体を重く見て約款等に基づいて厳格な態度を取るのはもちろん可能であり、そのことを否定するわけではないということを注意的に記載したものです。

○央戸 ありがとうございます。的確にポイントを整理していただきました。それでは、まず、第2について何かお気づきの点があればご指摘いただきたいと思います。いかがでし

ようか。森先生、お願いいたします。

○森 今、唐澤さんにご説明いただいた所は、論理的な整理をきちんとしていただいたと思っております。(1)についてです。なりすまし投稿のようなことをやっている人間なのではないかということ、もう1つは、なりすまされた人が実際に投稿したと思われて社会的評価が低下するということの2つあるということだと思います。5行目からですが、「前者の構成については」ということですので、本人がやったとは思わないけれども、その人に関する事実の摘示があったという所です。「前者の構成については、対象者の社会的評価を低下させる事実を摘示するものであり、閲覧者に信用され得るものである場合には」とあります。「閲覧者に信用され得るものである場合には」は要らないのではないかと感じました。それから、8ページの(2)のプライバシー侵害類型にも、「閲覧者に信用され得るものである場合には」とあります。これも必ずしも必要ないのではと思いました。

それから、(5)に氏名権との関係が出ています。先ほど氏名権について議論があり、森田先生からも、人格的混同が生じる場合なのではないかというお話があり、そのとおりだと思って伺っておりました。そこそここの関係は、かなり重複してくる。ほとんど同じことだと思うのですが、氏名が使われる場合には、混同があれば良く、プライバシー侵害や社会的評価の低下などはなくてもいいのかということがあろうかと思えます。また、その問題は、アイデンティティ権との関係もあるかなと思って伺いました。以上です。

○尖戸 ありがとうございます。ほかにお気づきの点などはございますか。森田先生、お願いいたします。

○森田 先ほどご説明いただいた7ページにある2つの構成の違いが私はまだよくわかっておりません。「なりすまし投稿のような投稿をする人物」という表現は、どういう意味なのでしょう。「なりすまし投稿のような」というのは、「なりすまし投稿」そのものではない、つまり、本人が投稿しているかのように受け取られるという意味ではない、ということでしょうか。2つの構成のいずれにおいても、対象者本人が当該投稿しているという誤認を与えるのでなければ、その社会的な評価の低下にはつながらないとしますと、この2つの構成は同じことを言っているように思えます。この理解はどこがおかしいのかご教示いただければと思います。

○唐澤 読みづらい記載となっております、本当に恐縮です。「当該なりすまし投稿のような」は、正に当該投稿を指します。要するに、なりすまされた投稿そのものを想定して記載いたしました。あたかも、対象者本人がそのような投稿をしているかのような投稿です。対象者がそのような投稿をする人物であるという摘示事実の構成を念頭に置いたものです。

○森田 なりすまし投稿をされた対象者自身はそういう投稿をしていないが、他人がなりすまし投稿をしているので、あたかも対象者本人が投稿したかのように見えるということですね。しかし、そのことによって、なりすまされた対象者の社会的な評価が低下するかどうかという問題は別途成り立つのであって、それは投稿した内容によるわけです。なりすましによる人格の混同が生じた結果、本人の社会的な評価を低下させるような受け止

められ方をしているということであれば、何と何とが区別されたのかがよくわからないのです。

○**央戸** 森先生、お願いいたします。

○**森** もしかしたらと思ったのですが、私も最初はわからなかったのですけれども、3ページの(2)の2つ目の段落のすぐ下に「東京地判平成28年6月7日」とあり、この次の行からですが、「電子掲示板にされた『セフレとお金出す人募集中』『穴があれば誰でもよいです』という投稿について」というところです。その下の行ですが、「一般閲覧者においても、これらの書き込みが原告本人によるものではなく第三者が原告名義を冒用して書き込んでいるものと判断できるといえるが」、つまり、誤認は生じませんが、「むしろ、敢えて第三者が原告名義で書き込んでいることを強調する記載であることによって、一般閲覧者に対し、原告が性交目的で交際する女性を探しているような人であるとの印象を与える」が第1類型だと思います。第2類型は、見ている人が、この人はこういう投稿をする馬鹿な人なのだ、こういう投稿をする不謹慎な人なのだと思ってしまうというのだと理解しました。

○**央戸** まず、唐澤さん、これで合っているでしょうか。

○**唐澤** おっしゃるとおりです。ありがとうございます。

○**森田** よくわかりました。今の説明によれば、混同が生じている場合は、なりすましという手段を使って他人の評価を低下させている類型であって、後者の構成がこれに当たります。これに対して、前者の構成は、なりすましによる混同が生じていない場合であり、なりすましたからということではないけれども、原告が書き込んだような表現を用いることによって、暗にあの人はこういうことをやっているという事実を述べるものであるということでしょうか。つまり、この場合は、単に名誉毀損の事実の摘示の仕方として、対象者本人の氏名で書き込む形をとって事実を摘示しているにすぎないものであり、これはなりすましそのものではないという意味なのでしょうか。

そうだとすると、後者の構成でいう、本来の意味でのなりすましの場合には、人格の混同が生じていることが必要であり、かつ、なりすましによって混同が生じただけでは違法ではなくて、その結果、人格的利益が侵害されていることが必要であり、その1つのタイプが名誉毀損であり、投稿がその社会的評価を低下させるような内容である場合であると整理すれば、2つの構成を分けることができると思います。

論点は、なりすまし投稿という行為そのものが違法であるということではなく、なりすましの結果、人格の混同が生じることにより、その人の社会的評価を低下させたり、プライバシーを侵害したりすることがあり、そのような人格的利益が侵害されることによって初めてなりすましが違法になるのであって、その意味では、名誉毀損が生じるということも、なりすましの違法性を基礎付ける1つの要素として組み入れられているとすることができるということが、このペーパーのベースになっていると理解してよろしいでしょうか。

○**央戸** 森先生、お願いいたします。

○森 森田先生のおっしゃるとおりです。私はこのペーパーにシンパシーがありますが、少し記載とのギャップがあるのは、なりすましという言葉の意味が、なりすませた場合だけを指すのではなくて、なりすまそうとする行為、あるいは、絶対に無理っぽいけれども氏名を冒用していることも広くなりすましと言いますので、自ずとその中でわかれてしまうことは、一般的な用語を前提にする限り仕方ないのかと思います。

○中央 表現の態様・方法として氏名を冒用したということをまず1回なりすましと言った上で、表現を受け取った相手方において、なりすまされたという場合もあれば、森田先生が強調されるように、それには成功していない、表現の受け手にはそういうことは伝わらないのだけれども、あるいは、そのこと自体は意図どおりであり、むしろ、何とかという人間がそういう人間であるということを、正に、名誉毀損を効果的な表現方法として行ったという場合を含めて1個の「なりすまし」という言葉の中に入ってしまったので、折衷的ですが、同じ名誉毀損といってもだいぶ違う名誉毀損なのだと。片方は人格の冒用であり、片方は典型的な事実摘示のエクस्प्रेसな表現であると分けて整理したほうが、同じ名誉毀損でも同じ法律構成の中の別パターンというよりも、違う法律構成なのかと思ったところです。

予定の時間なのですが、9 ページまでのところで、今お気付きの点があれば簡潔にでもいただきたいのですが、いかがでしょうか。橋本先生、お願いいたします。

○橋本 なりすまし行為による名誉毀損について、資料では、摘示された事実という形で全て整理されているかと思います。ただ、本当になりすましに成功している部分については、「そのような投稿をする人物であるとの事実を摘示した」といった言い方で摘示事実を無理に押し込むよりも、直截な形で書かれたほうがいいのかと思います。投稿がなりすましによってされたという主張のなかで、真実ではないということも既に立証してしまっているので、真実性の証明などは、およそ問題にはなり得ないものですから、無理に押し込まない方がいいように思いました。

○中央 ありがとうございます。ほかに今の段階でご注意いただく点はございますか。森田先生、お願いいたします。

○森田 「第2」の「法律構成」として、名誉毀損、プライバシー、名誉感情、肖像権、氏名権が並んでいますが、この5つが同じレベルで並ぶことに非常に違和感があります。4（肖像権）や5（氏名権）はなりすますためのツールであると思います。他人になりすますためには、対象者を特定する一定の情報を用いないとできません。それは、氏名、肖像、あるいは、その他のものも含めて、その人がその人であることを識別することができるあらゆる情報をなりすましの手段として用いることが可能です。なりすましによって、対象者の人格的利益を侵害する手段として氏名や肖像などが使われたことがそれらの侵害として違法であるということと、なりすましの結果、名誉毀損や名誉感情の侵害が生じているということは、法律構成として同じレベルに並ぶ問題なのではないでしょうか。一定のツールを使わないと、なりすましはできないので、用いられたツールが氏名や肖像である場合に

は氏名権や肖像権の侵害として構成することもできますが、それ以外の情報を使ってなりすまされた場合には、その情報の利用それ自体が権利侵害を構成するとはいえないとする、なりすましの結果として侵害された名誉や名誉感情、プライバシーの侵害として構成せざるを得ないという関係に立っている、という整理であれば成り立つかと思えます。いずれにせよ、この5つの法律構成が単純に並んでいることにやや違和感があるということです。

○**央戸** ありがとうございます。この点について唐澤さん、いかがでしょうか。

○**唐澤** おっしゃることはよく理解できます。ありがとうございます。

○**央戸** 論点1の問題となる権利・利益の立て方として、名誉侵害、プライバシー侵害、名誉感情侵害は、言わば、類型として比較的堅いものとして、意味内容の輪郭があるものとして立っているけれども、肖像や氏名についてはまだそうではなかったり、あるいは氏名権侵害や肖像権侵害の名の下で議論されているのは、結局、プライバシー侵害や名誉毀損に帰着するのではないか、それを超える部分はあるのかということとの関係で、最終的に論点1と合わせて整理させていただきたいと思えます。ありがとうございました。

本日も私自身が議論に飛び込んでいたり、進行の不手際があり、予定していた論点2が終わりませんでした。本日ご議論いただいた所をご覧いただき、ここは何か問題があるのではないかとすることがあればご指摘いただいた上で、次回はさらに、9ページ以降の第3の論点、それから、第4はアイデンティティ権の問題なので別途議論するというようにさせていただけないかと思っております。論点2の後半、それから、論点3の議論を進めさせていただき、次回は、できれば論点4まで行きたいと思うのですが、論点3で終わるかもしれないと思えますけれども、この辺りは進め方を含めて事務局とご相談させていただきたいと思えます。

また、前回も申し上げたことですが、論点1と論点2の前半が連動しているのではないかとことを申し上げました。その取りまとめの方法は、ご指摘が非常に多岐にわたっており、今のたたき台をいろいろ組み替える必要がありますので、今後、事務局と中間取りまとめに向けた準備を行い、改めて、委員の皆様にお示しさせていただきたいと考えているところです。

最後に次回の日程です。事務局から委員の先生方にご都合をお伺いしたところ、9月24日(金)の18時から20時までが候補として挙がっております。このとおりに開催するというのでよろしいでしょうか。ご都合が悪いようでしたら、事務局にお知らせいただければと思います。それでは、「インターネット上の誹謗中傷をめぐる法的問題に関する有識者検討会」第5回会議を終了いたします。ありがとうございました。